

研究大学コンソーシアム規約

平成29年8月4日

平成31年3月8日改正

令和5年3月3日改正

研究大学コンソーシアム全体会議

(設置目的)

第1条 研究大学コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）は、研究力強化に取り組む大学及び大学共同利用機関法人（以下「大学等」という。）がコンソーシアムを形成し、各大学等における先導的取組や課題の発信・共有によりネットワーク化を推進するとともに、それら取組の全国的な普及・定着及び大学等の連携強化を目的とする。

(事業)

第2条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) ホームページの開設・運用
- (2) シンポジウムの開催
- (3) その他大学等の研究力強化に資する必要な事業

2 前項に定めるもののほか、各大学等における共通の課題等をテーマとして、タスクフォース及び連絡会等を設置することができるものとする。

(加入要件)

第3条 コンソーシアム構成機関への加入要件は、次条に定める全体会議の議決を経て別に定める。

(全体会議)

第4条 コンソーシアムに全体会議を置く。

2 全体会議は、コンソーシアムを構成する大学等の研究担当理事又は副学長をもって構成する。ただし、研究担当理事又は副学長が会議に出席できない場合は、各大学等において代理出席者を出席させることができるものとする。

3 全体会議は、原則として、年1～2回開催する。

4 全体会議の議長は、第6条に定める運営委員会より推薦された者の内から全体会議の議を経て選出する。

5 全体会議の議長は、コンソーシアムを代表する。

6 全体会議の議長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

- 7 全体会議は、コンソーシアムを構成する大学等及びその他の機関における研究力強化の取組について情報共有・意見交換を行うほか、コンソーシアムの運営に関する重要事項について議決する。
- 8 全体会議は、コンソーシアムを構成する大学等の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 9 全体会議の議事は、会議に出席した大学等の過半数の同意に基づき決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 10 全体会議の議長の招集により、必要に応じて懇談会を開催することができる。

(幹事機関)

第5条 コンソーシアムに幹事機関を置く。

- 2 幹事機関は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構がこれに当たる。
- 3 幹事機関は、コンソーシアムの事務局を務めるとともに運営全般について企画・実施する。

(運営委員会)

第6条 コンソーシアムに、活動に係る企画立案を行うため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、コンソーシアムを構成する大学等の中から全体会議において選定された機関の研究担当理事又は副学長をもって構成する。ただし、研究担当理事又は副学長が会議に出席できない場合は、各大学等において代理出席者を出席させることができるものとする。
- 3 運営委員会は、必要に応じて開催するものとする。
- 4 運営委員会の委員長は、運営委員会構成員の内から互選により選出する。
- 5 運営委員会の委員長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 運営委員会は、全体会議から付託事項がある場合は、これを議決する。
- 7 運営委員会において議決する場合は、運営委員会を構成する大学等の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 8 運営委員会の議事は、運営委員会に出席した大学等の過半数の同意に基づき決定し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(経費等)

第7条 第2条に掲げる事業（以下「コンソーシアム活動」という。）の開催・運用に係る経費及び運営委員会の参加に係る経費は、幹事機関が負担するものとする。

- 2 前項に掲げるもののほか、運営委員会を除くコンソーシアム活動の参加に係る経費は、各大学等において負担する。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、全体会議の議決を経て別に定める。